

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

令和6年2月発信 社会福祉法人 楽友会

令和6年4月更新

多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員に対し、平成31年4月から実施していた初期加算及び継続勤務加算と契約時間加算を令和5年8月分より加えて支給していたが、開始当初に比べ処遇改善がだいぶ成されました。また近年の最低賃金改定額傾向を考慮し本運用の内容を見直し令和6年4月1日より運用を一部変更するものとする。また別表表記も分かりにくさがあつたため書式も一部変更する。

1 初期加算について…従前と変更なし

- ① 初期加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算は、契約時給に加算して支給する。
- ③ 初期加算の金額は、下記別表1に定める。

2 継続勤務加算について…金額変更、支給期間延長

- ① 継続勤務加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員のうち、以下（ア）から（ウ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。

（ア）雇用契約において1週当たりの労働時間が24時間を超える職員。

（イ）毎年4月1日時点で継続勤務年数が1年を超える職員。

（ウ）月間の出勤率が雇用契約の8割以上の職員。

- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年4月1日時点の満年数とし、月数は切り捨てる。

なお、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所及びほのぼの堀之内以外での勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。

- ③ 継続勤務加算は、契約時給に加算して支給する。
- ④ 継続勤務加算の金額は、継続勤務年数により区分し下記別表1に定める。
- ⑤ 継続勤務加算の金額は、毎年4月1日に決定する。

3 契約時間加算について…令和5年8月分より新設…（変更なし）

契約時間加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職のうち週の契約時間数24時間以上を対象に支給する。

4 時給計算方法

基本時給 + 初期加算 + 継続勤務加算 + 契約時間加算 = 時給合計

（時給の例） 処遇改善の確認の参考資料とし基礎時給の増加はあくまでモデル

・条件① 令和6年4月1日、入職労働時間32時間／週

年度	継続勤務 年数	基礎時給	初期 加算	継続勤務 加算	契約時間加算	時給合計
6	0年	1,100	100		50	1,250
7	1年	1,100	100	3	50	1,253
12	6年	1,110	100	6	50	1,266

- ・ 条 件② 継続勤務年数：令和6年4月1日時点で満6年、労働時間32時間／週

(単位：円)

年度	継続勤務 年数	基礎時給	初期 加算	継続勤務 加算	契約時間加算 令和5年8月～	時給合計
4	4年	1,080	100	10		1,190
5	5年	1,100	100	10	50	1,260
6	6年	1,110	100	13	50	1,273
11	11年	1,200	100	16	50	1,366
16	16年	1,220	100	19	50	1,389

5 移行期間の措置

令和6年3月までに既に加算された継続勤務加算の累計額は減ることとはない。次の加算額増加年時に新しいその増加額のみを加算する。ほのぼの堀之内で令和6年4月以降も勤務が生じる場合には本運用を準用する。ただし事業所間の時給調整のため、他部署から白楽荘在宅サービスセンターへ異動してきた非常勤職員に契約時間加算を支払わない場合がある。

令和6年4月1日
更新

多摩市白楽荘在宅サービスセンター
通所介護事業所

(単位:円)

加算の種類	継続勤務年数 (満年数)	処遇改善適用開始日 (満年数)		増加額	継続勤務加算 累計額
初期加算 (全員)	—	—		100	
契約時間加算 (該当者)	—	—		50	
継続勤務加算 (該当者)	1年	2年目	4月1日	3	3
	6年	7年目	4月1日	3	6
	11年	12年目	4月1日	3	9
	16年	17年目	4月1日	3	12
	21年	22年目	4月1日	3	15
	26年	27年目	4月1日	3	18
	31年	32年目	4月1日	3	21
	36年	37年目	4月1日	3	24